

「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」 に関するパブリックコメント実施要領

1 目的

本パブリックコメントは、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障するとともに、市民から提出された意見等を考慮して「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」を決定することを目的として実施します。

2 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等）

3 意見募集期間

平成27年12月20日（日）から平成28年1月12日（火）まで

4 閲覧資料

- ・多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

5 閲覧場所

- (1) 市役所3階企画課
- (2) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- (3) 図書館本館
- (4) 多摩センター駅出張所
- (5) 永山公民館
- (6) 関戸公民館
- (7) 公式ホームページ

6 意見の提出方法・提出先

タイトル「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」、氏名、住所及び意見を記入し、1月12日（火）必着で以下のいずれかの方法により提出いただきます。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 公式ホームページのインターネット手続き
- (4) 図書館本館、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅出張所、永山公民館の意見投函箱へ投函
- (5) 市役所3階企画課へ直接持参

※ファクシミリの場合は、送信後に要連絡

※インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡

7 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、平成28年1～2月頃に行政資料室及び多摩市公式ホームページ等で公表します。

※いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

8 その他必要な事項

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 電話、口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。